

東京都公安委員会告示第 2686 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 10 月 9 日

東京都公安委員会

記

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2 送達する書類の名称

別添のとおり

3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

東京都渋谷区円山町5-4 フィールA渋谷206 横内 佑介	放置違反金納付命令書 (第 30-331-260606-408392)
東京都渋谷区円山町5-4 フィールA渋谷206 横内 佑介	放置違反金納付命令書 (第 30-331-260622-209588)
福岡県福岡市博多区豊2丁目4-57-509 コンダクト福岡東 岩本 康希	放置違反金納付命令書 (第 30-550-260701-201805)
東京都新宿区西新宿1丁目20-3 西新宿高木ビル8階 株式会社 東興商事	放置違反金納付命令書 (第 30-550-260709-413127)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260602-201194)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260607-201227)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260722-201596)
東京都世田谷区深沢1丁目7-13 日体大相撲部合宿所 由留部 圭祐	放置違反金納付命令書 (第 30-555-260724-201630)
東京都中野区本町3丁目28-20-303 木内 蓮太朗	放置違反金納付命令書 (第 30-557-260723-204740)
埼玉県草加市谷塚町1247-1-204 TRAN VAN THAI	放置違反金納付命令書 (第 30-660-260617-415933)
東京都文京区湯島3丁目16-13-501 株式会社 オルディス	放置違反金納付命令書 (第 30-660-260721-432108)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

福岡県宮若市下1171

寺岡 祐太郎

督促状 (第 30-103-260516-206649)

東京都八王子市別所1丁目14-20

株式会社 ユアーズ

督促状 (第 30-106-251203-116717)

東京都町田市鶴間71-13

青山 啓文

督促状 (第 30-108-260425-405120)

千葉県千葉市中央区道場北1丁目4-31-6-202

伊藤 一樹

督促状 (第 30-111-260704-205414)

東京都品川区東大井3丁目21-18-202

大林 潤

督促状 (第 30-112-260428-203474)

東京都品川区東大井3丁目21-18-202

大林 潤

督促状 (第 30-112-260511-401256)

東京都大田区大森北3丁目13-5

株式会社ミ・レイ

督促状 (第 30-219-260421-201715)

- 1 この処分不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。